

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、建築物確認申請手数料等の見直しを行うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成12年伊丹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号ウ中「31,000円」を「53,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「43,000円」を「57,000円」に改め、同号オ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同号ただし書中「の各号」を削り、「当該各号」を「当該区分」に改め、同号(ア)中「次号」を「(イ)」に改め、同号(ウ)中「次号」を「(エ)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (1)の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為の計画に係る建築物確認申請手数料（国、地方公共団体等にあつては、当該計画に係る審査手数料）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号、第6号の2及び第51号の11において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。）に係る建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定に基づき適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であつて、建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けない建築物（以下この号において「仕様基準適用住宅」という。）に該当する場合の手数料は、前号の規定により算定した手数料の額に相当する額に、次に掲げる区分に応じ次に定める額をそれぞれ加算した額

ア 一戸建ての住宅の仕様基準適用住宅 次に掲げる床面積の

区分に応じ、次に定める額

(ア) 仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 19,000円

(イ) 仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 21,000円

イ 一戸建ての住宅以外の仕様基準適用住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、次に定める額

(ア) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 34,000円

(イ) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 62,000円

(ウ) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 119,000円

(エ) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 170,000円

(オ) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 308,000円

(カ) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件につき 500,000円

(キ) 仕様基準適用住宅の住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1件につき 881,000円

別表第2第4号ウ中「22,000円」を「25,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「34,000円」に改め、同号オ中「

500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表第6号ウ中「21,000円」を「24,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「29,000円」を「33,000円」に改め、同号オ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表第6号の2を次のように改める。

(6)の2 建築物エネルギー消費性能の適合性の検査を要する建築物に関する完了検査手数料

建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物における建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第51号の6及び第51号の14において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分（以下この号、第51号の6、第51号の11及び第51号の14において「非住宅部分」という。）又は省令第1条第2項に規定する住宅部分（以下この号、第51号の6、第51号の11及び第51号の14において「住宅部分」という。）が含まれる場合の手数料は、第4号又は前号の規定により算定した手数料の額に相当する額に、次に掲げる区分に応じ次に定める額をそれぞれ加算した額

ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,500円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物で住宅部分のみを有するもの
次に掲げる床面積の区分に応じ、次に定める額

(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
1件につき 9,000円

(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
1件につき 19,000円

(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件につき 43,

000円

- (エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 78,000円
 - (オ) 住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき 125,000円
 - (カ) 住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件につき 189,000円
 - (キ) 住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1件につき 286,000円
- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物で非住宅部分のみを有するもの 次に掲げる床面積の区分に応じ、次に定める額
- (ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 9,000円
 - (イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき 17,000円
 - (ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき 28,000円
 - (エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件につき 85,000円
 - (オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件につき 134,000円
 - (カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件につき

169,000円

(*) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件につき
211,000円

(カ) 非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 1件につき 296,000円

エ 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物 住宅部分について上記イの規定により算定した額と、非住宅部分について上記ウの規定により算定した額とを合算した額

別表第2第8号ウ中「19,000円」を「20,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同号オ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表第51号の6ア(ア)中cをeとし、bの次に次のように加える。

c 適合証及び性能評価書が添付されていない場合であって、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下この号及び第51号の11において「誘導仕様基準」という。）による場合 21,000円

d 適合証及び性能評価書が添付されていない場合であって、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下この号及び第51号の11において「誘導仕様・計算併用法」という。）による場合 29,000円

別表第2第51号の6ア(イ)中cをeとし、bの次に次のように加える。

c 適合証及び性能評価書が添付されていない場合であって、誘導仕様基準による場合 23,000円

d 適合証及び性能評価書が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 32,000円

別表第2第51号の6イ(イ)中「建築物エネルギー消費性能基準

等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号，第51号の11及び第51号の13において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び第51号の11において「誘導仕様基準」という。）を「誘導仕様基準」に改め，同号イ(7)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって，誘導仕様・
計算併用法による場合 54,000円

別表第2第51号の6イ(イ)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって，誘導仕様・
計算併用法による場合 92,000円

別表第2第51号の6イ(ウ)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって，誘導仕様・
計算併用法による場合 166,000円

別表第2第51号の6イ(エ)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって，誘導仕様・
計算併用法による場合 232,000円

別表第2第51号の6イ(オ)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって，誘導仕様・
計算併用法による場合 439,000円

別表第2第51号の6イ(カ)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって，誘導仕様・
計算併用法による場合 740,000円

別表第2第51号の6イ(キ)中cをdとし，bの次に次のように加える。

c 適合証が添付されていない場合であって、誘導仕様・
計算併用法による場合 1,342,000円

別表第2第51号の8中「第1号」の右に「及び第1号の2」を加え、同表第51号の11中「及び第51号の13」を削り、同号ア(7)a(a)中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号」を「建築物省エネ法第30条第1項第1号」に改め、同号ア(7)a中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 27,000円

別表第2第51号の11ア(7)b中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 30,000円

別表第2第51号の11ア(7)a中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 52,000円

別表第2第51号の11ア(7)b中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 90,000円

別表第2第51号の11ア(7)c中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 164,000円

別表第2第51号の11ア(7)d中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 230,000円

別表第2第51号の11ア(7)e中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように

に加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 437,000円

別表第2第51号の11ア(イ)f中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 738,000円

別表第2第51号の11ア(イ)g中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 1,340,000円

別表第2第51号の11イ(ア)a中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 52,000円

別表第2第51号の11イ(ア)b中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 90,000円

別表第2第51号の11イ(ア)c中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 164,000円

別表第2第51号の11イ(ア)d中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 230,000円

別表第2第51号の11イ(ア)e中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

- (c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様

様・計算併用法による場合 437,000円

別表第2第51号の11イ(7)f中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 738,000円

別表第2第51号の11イ(7)g中(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 適合証等が添付されていない場合であって、誘導仕様・計算併用法による場合 1,340,000円

別表第2中第51号の13から第51号の15までを次のように改める。

(51)の13 削除

(51)の14 建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料

判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第51号の16までにおいて「計画」という。）に係る建築物の床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額
ア 一戸建ての住宅 床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

a 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この号において「認定計画」という。）の算出方法と同一の算出方法による当該認定計画に記載された他の建築物（以下この号において「他の計画記載建築物」という。）の場合
6,600円

b 他の計画記載建築物以外で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下この号において「仕様基準」という。）による場合 19,000円

- c 他の計画記載建築物以外で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下この号において「仕様・計算併用法」という。）による場合
27,000円
- d その他の場合 35,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
 - a 他の計画記載建築物の場合 7,100円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 21,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 30,000円
 - d その他の場合 39,000円
- イ 一戸建ての住宅以外の建築物で住宅部分のみを有するもの住宅部分の床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額
 - (7) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
 - a 他の計画記載建築物の場合 12,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 34,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 52,000円
 - d その他の場合 69,000円
 - (8) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
 - a 他の計画記載建築物の場合 26,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 62,000円

- c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 90,000円
 - d その他の場合 118,000円
- (ウ) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 63,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 119,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 164,000円
 - d その他の場合 209,000円
- (エ) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 97,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 170,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 230,000円
 - d その他の場合 291,000円
- (オ) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 156,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 308,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 437,000円
 - d その他の場合 566,000円

- (カ) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 220,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 500,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 738,000円
 - d その他の場合 977,000円
- (キ) 一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 347,000円
 - b 他の計画記載建築物以外で仕様基準による場合 881,000円
 - c 他の計画記載建築物以外で仕様・計算併用法による場合 1,340,000円
 - d その他の場合 1,798,000円
- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物で非住宅部分のみを有するもの非住宅部分の床面積の次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- (ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 12,000円
 - b 他の計画記載建築物以外の工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物（以下この号において「工場等」という。）であって、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この号において「モデル建物基準」という。）による場合 22,000円
 - c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建

- 物基準によらない場合 26,000円
- d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）
であって、モデル建物基準による場合 93,000円
- e その他の場合 238,000円
- (イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 22,000円
- b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準による場合 32,000円
- c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準によらない場合 37,000円
- d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）
であって、モデル建物基準による場合 119,000円
- e その他の場合 300,000円
- (ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- a 他の計画記載建築物の場合 35,000円
- b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準による場合 46,000円
- c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準によらない場合 51,000円
- d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）
であって、モデル建物基準による場合 158,000円
- e その他の場合 388,000円
- (エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に

応じ、次に定める額

- a 他の計画記載建築物の場合 103,000円
- b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準による場合 118,000円
- c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準によらない場合 125,000円
- d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）であって、モデル建物基準による場合 264,000円
- e その他の場合 563,000円

(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- a 他の計画記載建築物の場合 151,000円
- b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準による場合 168,000円
- c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準によらない場合 175,000円
- d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）であって、モデル建物基準による場合 339,000円
- e その他の場合 689,000円

(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

- a 他の計画記載建築物の場合 198,000円
- b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準による場合 216,000円
- c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建物基準によらない場合 224,000円

- d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）
であって、モデル建物基準による場合 415,000
円
- e その他の場合 823,000円
- (キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル
以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区
分に応じ、次に定める額
 - a 他の計画記載建築物の場合 239,000円
 - b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建
物基準による場合 260,000円
 - c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建
物基準によらない場合 270,000円
 - d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）
であって、モデル建物基準による場合 482,000
円
 - e その他の場合 935,000円
- (ク) 非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル
以上のもの 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
 - a 他の計画記載建築物の場合 352,000円
 - b 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建
物基準による場合 379,000円
 - c 他の計画記載建築物以外の工場等であって、モデル建
物基準によらない場合 390,000円
 - d 他の計画記載建築物以外の建築物（工場等を除く。）
であって、モデル建物基準による場合 644,000
円
 - e その他の場合 1,187,000円
- エ 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物 住宅部分につい
て上記イの規定により算定した額と、非住宅部分について上
記ウの規定により算定した額とを合算した額

(5)の15 建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定申請手数料

計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する部分の床面積を含む。）に応じ、前号の規定により算定した手数料の額に相当する額

別表第2第51号の16中「非住宅部分の」を削り、「前号」を「第51号の14」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2第1号、第1号の2、第4号、第6号、第6号の2、第8号、第51号の6（認定を受けようとする低炭素建築物新築等計画の認定の申請に建築基準関係規定への適合の審査の申出が含まれる場合に限る。）、第51号の8、第51号の11（認定を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に建築基準関係規定への適合の審査の申出が含まれる場合に限る。）、第51号の15及び第51号の16並びに伊丹市手数料条例別表第2第51号の2（認定を受けようとする長期優良住宅建築等計画（以下「建築等計画」という。）の認定の申請に建築基準関係規定への適合の審査の申出が含まれる場合に限る。）及び第51号の3（建築等計画の変更の認定の申請に建築基準関係規定への適合の審査の申出が含まれる場合に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手した建築物に係る計画変更、中間検査及び完了検査に係る手数料について適用し、同日前にその工事に着手する建築物に係る計画変更、中間検査及び完了検査に係る手数料については、なお従前の例による。